

指定基準、報酬等にかかるQ&A(運営基準)

No.	項目	質問事項	回答
1	入院中の日中活動系サービスの利用について	病院入院からの外泊中に、日中活動系のサービスを利用することは可能か。そして報酬を請求できるか。	公費の二重取りになるので原則不可だが、サービスの利用そのものを妨げるものではない。自己負担もしくは自治体の負担による利用、病院と施設の間で報酬に関する合議を経た上で利用など、二重取りにならない形であれば支給決定しても差し支えない。
2	放課後等デイサービスと保育所等訪問の併用について	「同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない」となっているが、放課後等デイ(報酬は1日単位)と保育所等訪問(報酬は1回単位)についても、同一日に両方を利用し、報酬を算定できないのか。	【平成27年度報酬改定により見直し】算定可能。保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能。ただ、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。
3	外部サービス利用型GHが委託契約する事業所について	外部サービス利用型GHが委託契約を締結する居宅介護事業所について、同一法人の居宅介護事業所利用は可能か。	地域によっては、委託先を確保できなくなる事態が想定されることを踏まえ、同一法人の居宅介護事業所による介護サービスの提供は可能
4	障害福祉サービスと一般企業等へのアルバイトについて	就労継続支援A型の支給決定をされている者が、アルバイトとして一般企業等へ勤務することは可能か。	アルバイトであっても雇用契約を結ぶことになるので、障害福祉サービスの終了となる。
5	施設外就労について	施設外就労先の人員配置について、常勤換算で1.0人未満の場合、常勤換算分の時間分のみ配置すればいいのか。(例:3人で施設外就労、人員配置区分10:1適用の場合⇒常勤換算で0.4人)	施設外就労では、常に指導することが必要であるため、1人は必ず配置すべき。
6	施設外就労について	①施設外就労では「月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと」とされているが、この2日に関して基本報酬の算定は可能か。 ②この最低2日というのは評価するための日であることから、たとえ、短時間で評価が終わったとしても利用者に労働させることはできないと解してよいか。 ③評価は具体的にどういったことをすべきなのか。(仮に、評価日も働かせることができるのであれば、その働きぶりをみて評価をすることも可能なのか。)	①2日に関して、基本報酬の算定は可能。(施設外就労加算は算定不可) ②短時間で終わった場合、その後労働することは可能。施設外就労も可能。ただし、施設外就労加算は算定不可。(あくまで、事業所内に来る日であるため) ※ちなみに、常勤換算の計算のときも、この2日間は含める必要がある。 ③評価の中身については、国としての指針等を出しているわけではない。自治体の判断になるかと思うが、個別支援計画の見直し等が主になってくるだろう。

指定基準、報酬等にかかるQ&A(運営基準)

7	定員の遵守について	日中活動サービスや施設入所支援等、定員が定まっているサービスについて、定員超過利用減算にならない範囲なら定員を超過しても構わないのか。	定員超過利用減算になるならないにかかわらず、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超過してサービスの提供を行ってはならない。
8	居宅介護サービスにおける「身体介護」の範囲について	自宅での散髪は、「身体介護」としてサービスを提供できるのか。	「散髪」は理容行為なのでサービス提供はできない。ただし、髪をとかず等は可能である。 また、「同行援護」や、地域活動支援事業の「移動支援」のサービスで、理髪店等へ行く際に同行し、必要な支援を行うことは可能である。
9	同行援護について	同行援護の「支援の範囲」については、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」は認められないとの見解が示されているが、「通年かつ長期にわたる外出」には、「透析による通院治療」など、一生涯、通院が必要と認められる場合など含まれると解してよいか。	「通年かつ長期にわたる外出」については、その具体的な内容を明確に定めてはいない。 「透析による通院治療」が「通年かつ長期にわたる外出」にあたるかどうかは、各市町において判断していただきたい。
10	グループホームの体験利用について	共同生活住居に定員数以外の未使用の居室がある場合、その居室を使って体験利用のサービスを提供できるのか。	体験利用も定員の範囲内で実施することになる。定員外の居室を利用する場合には、当該居室分を含めた定員に変更する必要がある。
11	施設外就労の要件について	施設外就労について、「就労先との契約をしていること」が要件の一つになっているが、施設外就労先の場所を借りる契約をしていけばいいのか。	場所を借りる契約ではなく、施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約する必要がある。 また、この要件以外の他の要件も全て満たさなければ、加算も基本報酬も算定できないので注意していただきたい。

指定基準、報酬等にかかるQ&A(運営基準)

12	職員の年休等による常勤換算について	生活支援員や看護師等の職員が、病欠や年休・休職等により出勤していない場合、その分の常勤換算についてはどうなるのか。	<p>非常勤職員が左記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は1週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。</p> <p>また、常勤の職員が左記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。</p> <p>また、基準上「一以上」などと示されている(常勤、常勤換算の規定がない)職種については、支援上必要とされる配置がなされていればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代替りの職員を置く必要はない。</p>
13	グループホームの共同生活住居について	<p>グループホームの共同生活住居について、1つのマンション等(ワンルームタイプ)に複数の住戸があり、そこをグループホームとして使用することを認めているが、同一敷地内のアパート(2棟)で部屋を分散して借り受ける場合も認められるか。</p> <p>例えば、1棟6部屋のうち5部屋空室のアパートが2棟あり、それぞれ5部屋と2部屋を借りて、6人規模のグループホームとして運営する場合。</p>	<p>特段問題はない。</p>
14	居宅介護における通院等介助について	<p>病院内の移動等の介助は、算定の対象にならないのか</p>	<p>病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。</p> <p>具体的には、適切なアセスメント等を行ったうえで、院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合とは、例えば、院内の移動に介助が必要な場合や知的・行動障害等のため見守りが必要な場合、排せつ介助を必要とする場合等が想定される。</p>

指定基準、報酬等にかかるQ&A(運営基準)

15	事故報告について	施設等で事故が発生した場合は、県や市町に報告するようとのことだが、どのようなレベルの事故を報告するのか。	<p>「障害福祉サービス事業者は、利用者に対するサービスの提供に伴い事故が発生した場合は、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例第41条等参照)」とされており、事故を県や市町に報告することは事業者の責務である。</p> <p>特に、医療機関を受診した者があるときは、必ず報告していただきたい。</p> <p>なお、利用者の受診だけでなく、事故に伴い職員等に受診の必要が生じた場合も報告していただきたい。</p> <p>事故の報告は、回避できないものであったのか、事故発生時やその後の対応は適切であったか、再発防止に向けた取り組みは適切であるか、同様の事故の発生を防止するため他の事業所にも注意喚起するべき事項がないかなどを県としても検証し、利用者支援の質の向上に役立てることを目的とするものである。事故発生により直ちに事業所を処分するようなことはないが、報告義務を果たしていなかったことが判明した時には、軽微な事故であっても処分の対象となり得るものであることを十分にご留意いただき、適切に対応いただくようお願いする。</p>
16	補足給付について	平成27年度の報酬改定で、基準費用額が53,500円に変更となったが、これまで58,000円を限度として食費・光熱水費を設定した分を、平成27年4月からは53,500円を上限として考えるべきか。	お見込みのとおり。
17	就労支援事業における収支について	就労支援事業の決算において収支が黒字になる予定だが、収支差額はどうすればいいのか。	就労支援事業については、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないものとされており、収支が黒字になる場合には、一時金を支給するなどして利用者に支払うべきである。ただし、理事会の議決に基づき、工賃変動積立金や設備等整備積立金として計上することは可能。(就労支援事業会計処理基準第二-4参照)
18	居宅介護の利用について	有料老人ホームを利用している者が、ホームにて居宅介護を利用することは可能か。 有料老人ホームで介護を受けると別途負担料金がかかるため、介護を受けることができない。 また、介護保険には該当しない利用者のため、介護を受けるためには障害福祉サービスの居宅介護を利用するしかない。	有料老人ホームで介護を提供しているなら、本来はそちらを優先すべき。 ただし、負担が高額になるなどの事情を考慮し、居宅介護の支給決定が必要と市町が判断した場合は、有料老人ホームにて居宅介護を利用することは可能。

指定基準、報酬等にかかるQ&A(運営基準)

19	欠席時に加算を算定する場合の利用日数について	H27.3.31事務連絡によるQAにて、「支給量として定められた日には実際に利用した日のみを含み、欠席時対応加算を算定した日は利用日数に含めない取扱いとして差し支えない。」とあるが、障害児通所支援の「家庭連携加算」「事業所内相談加算」を算定する日についても同様に、実際に利用していない場合は利用日数に含めない取扱いとしてよいか。	お見込みのとおり。 欠席時対応加算、家庭連携加算、事業所内相談加算を算定する日についても、実際に利用していない場合は利用日数に含めない。
20	入所施設利用者の補装具等の購入について	入所施設の利用者で、常時車椅子等の補装具が必要な場合、その購入費は施設側が負担しなければならないのか。利用者負担にしてよいか。	基本的に既製品については、施設として最低限備えておくべき備品として施設側が用意する。ただし、利用者が個別に必要となるオーダーメイドのものや既製品でも体の大きい人用など特別なものについては、利用者又は保護者の負担として公費負担で購入してよい。また、公費負担が受けられない場合でも利用者又は保護者に全額負担してもらうこととして差し支えない。
21	放課後等デイサービスの午前中でのみの利用について	不登校等の児童が、学校がある日に午前中のみ放課後等デイサービスを利用した場合、報酬を算定できるか。	「授業終了後に行う場合」の報酬が算定できる。
22	施設外就労を行う場合の人員配置について	人員基準において、職業指導員または生活支援員のうちいずれか1人は常勤でなければならないが、施設外就労の同行職員を除いて常勤職員を配置する必要があるか。	「職業指導員および生活支援員の総数」については、施設外就労を行う利用者と事業所内に残る利用者に対してそれぞれ本体報酬算定における人員基準を満たす必要があるが、その他の人員基準については、施設外就労を含めた事業所全体で満たしていればよい。したがって、常勤職員は、施設外就労の同行職員を含めて1名以上いければよい。
23	サービス提供時間と基本報酬の算定について	サービス提供時間について、下限が設定されているものではないとなっているが、5分でもサービスを提供すれば、基本報酬が算定できるか。	基準上、あくまでも1日単位の算定であり、単にサービス提供時間の長い短いで判断されるものではない。通常より短い時間の支援であったとしても、個別支援計画に沿って、保護者や利用者のニーズに合ったサービスが適切に提供されており、その内容に保護者や利用者が納得しているのであれば算定して差し支えない。